

## 賠償責任危険担保特約条項

### 第1条（当会社の支払責任）

当会社は、被保険者が旅行行程中に生じた偶然な事故により、他人の身体の障害（この特約条項においては、傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。）または他人の財物の滅失、汚損もしくは破損（以下「財物の破損」といいます。）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約条項および特定手続用海外旅行保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定に従い賠償責任保険金を支払います。

前項の被保険者が責任無能力者の場合には、その者の親権者またはその他の法定の監督義務者（以下この項において「親権者等」といいます。）を被保険者とします。ただし、当社が賠償責任保険金を支払うのは、当該責任無能力者が旅行行程中に生じた偶然な事故により他人に加えた身体の障害または財物の破損について、親権者等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。

### 第2条（保険事故）

この特約条項における保険事故は、被保険者が他人の身体の障害または財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担する原因となった前条の事故をいいます。

### 第3条（保険金を支払わない場合 - その1）

当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、賠償責任保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または被保険者の故意
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- (3) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (4) 前2号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (5) 第3号以外の放射線照射または放射能汚染

### 第4条（保険金を支払わない場合 - その2）

当会社は、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって

被った損害に対しては、賠償責任保険金を支払いません。

- (1) 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- (2) もっぱら被保険者の職務の用に供される動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (3) 被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任
- (4) 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者については、この限りではありません。
- (5) 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- (6) 被保険者と同居する親族（旅行のために一時的に別居する親族を含みます。）および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任
- (7) 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、次に掲げる損害については、この限りではありません。
  - イ．ホテル等の宿泊施設の客室（客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。）に与えた損害
  - ロ．住宅等の居住施設内の部屋（部屋内の動産を含みます。）に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は除きます。
- ハ．賃貸業者から保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品に与えた損害
- (8) 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- (9) 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- (10) 航空機、船舶（原動力がもっぱら人力であるもの、ヨットおよび水上オートバイを除きます。）車両（原動力がもっぱら人力であるもの、ゴルフ場の乗用カートおよびレジャーを目的として使用中のスノーモービルを除きます。）銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (11) 汚染物質（固体状、液体状、気体状のもしくは熱を帯びた有害な物質または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学製品、廃棄物（再生利用のための物質を含みます。）等を含みます。）の排出、流出、いつ出または漏出に起因する損害賠償責任。ただし、汚染物質の排出、流出、いつ出または漏出が不測かつ突発的なものである場合はこの限りではありません。
- (12) 罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任

## 第5条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う賠償責任保険金の範囲は、次の各号に掲げるものに限ります。

- (1) 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
- (2) 保険事故が発生した場合において、被保険者が第7条(事故の発生)第1項第2号に規定する第三者に対する求償権の保全またはその行使その他損害を防止または軽減するために要した必要または有益な費用
- (3) 前号の損害を防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用
- (4) 被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- (5) 第8条(当会社による解決)第1項に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

#### **第6条(保険金の支払額)**

当会社が支払うべき賠償責任保険金の額は、次の各号の金額の合計額とします。

- (1) 1回の保険事故につき、損害賠償金が保険証券に記載された免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、1回の保険事故につき、保険証券に記載された賠償責任保険金額(以下この条において「賠償責任保険金額」といいます。)を支払の限度とします。
- (2) 前条第2号から第5号までの費用については、その全額。ただし、同条第4号の費用は、1回の保険事故につき、同条第1号の損害賠償金の額が賠償責任保険金額を超える場合は、賠償責任保険金額の同号の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。

#### **第7条(事故の発生)**

保険事故により他人の身体の障害または財物の破損が発生したことを知ったときは、保険契約者または被保険者(これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。)は、次の各号に掲げる事項を履行しなければなりません。

- (1) 保険事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、保険事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がいるときは、その住所、氏名を保険事故の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けたときは、その内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとり、その他損害を防止または軽減するために必要ないっさいの手段を講ずること。
- (3) 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置をとることを妨げません。

- (4) 損害賠償責任に関する訴訟を提起するときまたは提起されたときは、ただちに書面により当会社に通知すること。

保険契約者または被保険者が当会社の認める正当な理由がなく前項各号に規定する義務に違反したときは、当社は、同項第1号および第4号の場合は賠償責任保険金を支払いません。また、同項第2号の場合は防止または軽減できたと認められる損害額を、同項第3号の場合は当社が損害賠償責任がないと認めた部分を、それぞれ控除して支払額を決定します。

#### 第8条（当社による解決）

当社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

被保険者が、当社の認める正当な理由がなく前項の規定による協力に応じないときは、当社は、賠償責任保険金を支払いません。

#### 第9条（保険金の請求書類）

この特約条項にかかる保険金の請求書類は、保険金請求書、保険証券および次の各号に掲げる書類とします。

- (1) 当社の定める事故状況報告書
- (2) 示談書その他これに代わるべき書類
- (3) 損害を証明する書類
- (4) 賠償責任保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（賠償責任保険金の請求を第三者に委任する場合）

#### 第10条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

第1条（当社の支払責任）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額を賠償責任保険金として支払います。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{他の保険契約がないものとして算出したこの保険契約の支払責任額}}{\text{他の保険契約がないものとして算出したそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{賠償責任保険金の支払額}$$

前項の損害の額は、それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうちもっ

とも低い免責金額を差し引いた額とします。

#### **第 11 条（代 位）**

当社は、賠償責任保険金を支払ったときは、支払った金額の限度において、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、次の権利を取得します。

- (1) 被保険者が第三者から損害の賠償を受けるときは、その損害賠償請求権
- (2) 被保険者が損害を賠償したことによって代位取得するものがあるときは、その代位権  
保険契約者および被保険者は、当社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

#### **第 12 条（準用規定）**

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約条項の規定を準用します。